

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 2月26日
照会部署名 南関東ブロック本部相談給付支援部
サービス推進・お客様相談グループ
照会担当者 (一般職) 青木 啓
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 條本

(案件)

(受付番号) No. 2010-292	月給者の毎日変更に係る算定基礎届の支払基礎日数及び報酬について
------------------------	---------------------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

適用事業所において月給者の毎日変更があったとき、算定基礎届の支払い基礎日数が31日以上になってしまうときの取扱いについてどのようにするのか。

例 変更前 15日毎 当月25日払い

変更後 末日毎 当月25日払い

5月支払分から変更となる場合

3月16日～4月15日 4月25日払い (支払基礎日数31日)

4月16日～5月31日 5月25日払い (支払基礎日数46日)

6月 1日～6月30日 6月25日払い (支払基礎日数30日)

(5月支払分に4月16日～4月30日分の報酬が含まれている。)

業務処理マニュアルには「支払基礎日数とは、その報酬の支払対象となった日数のことをいう。」「ア 月給者については、各月の暦日数による」「算定基礎届に記入する報酬は、4月、5月、6月に実際に支給された額であり月分ではない」とされている。

(回答)

厚生年金保険法第二十一条に規定する定時決定に際し、通常の算定方法では実態とかけ離れた額となる場合において、以下の3条件に該当する場合については、保険者の決定によりその標準報酬月額を定める取扱いとしている。

また、給与の締切日の変更により、5月の支払基礎日数が当該月の歴日を超える日数となった場合においても、以下の1と同様に考え、修正平均により決定する取扱いが妥当である。

したがって、ご照会の事例については、5月に支給される給与から4月16日～4月30日までの分を控除した上で、標準報酬月額を決定することとなる。

1. 4月・5月・6月のいずれかの月に3月以前の給料遅配分の支払いをうけたとき、また、4月・5月・6月のいずれかの月の給料が遅配で7月以降に支払われるとき
2. 昇給が遅ったため、4月・5月・6月のいずれかの月にその差額をうけたとき
3. 4月・5月・6月のいずれか、または全ての月に低額の休職給またはストライキによる賃金カットがあったとき

回答日 平成22年7月 7日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上